

第75回浜大祭 一般出展団体規約

第1章 総則

第1条 規約の目的

第75回浜大祭に参加する団体に遵守を求める事項を、第75回浜大祭一般出展団体規約（以下「本規約」）に定め、形式を問わず浜大祭に来場する者の安全を確保し、円滑に浜大祭を開催する。

第2条 規約の適用

- 第1項 浜大祭に出展する団体のうち、実行委員会が運営するステージ・ホール出展を除く横浜市立大学構内に出展を行う団体は、本規約を遵守しなければならない。
- 第2項 一般出展は、種類・主体の如何を問わず、浜大祭において企画を行うことを指す。

第2章 第75回浜大祭

第3条 運営主体

第75回浜大祭（以下「浜大祭」）は、浜大祭実行委員会（以下「実行委員会」）により運営される。

第4条 日時

第75回浜大祭は、以下の日時に開催される。尚、以下記す時間はすべて日本時間である。

準備日	2025 年10月31日（金）
本番	2025 年11月 1 日（土）、2 日（日）
片付日	2025 年11月 3 日（月）

2025 年 10 月 31 日午前 7 時から 2025 年 11 月 3 日午後 10 時を、浜大祭期間とする。

第3章 一般出展団体・出展

第5条 一般出展団体

一般出展団体は、浜大祭に出展する団体のうち、ステージ・ホール出展を除く出展を指す。実行委員会は、上記に該当する団体であっても、本規約に規定する一般出展団体として取り扱わず、当該団体と同意の上、本規約に依らない対応を個別に行うことができる。

第6条 参加できる団体

- 第1項 横浜市立大学学生が構成員として存在するすべての団体は、浜大祭に出展することができる。
- 第2項 団体の横浜市立大学における公認・非公認であるかは問わない。
- 第3項 団体の最小構成人数は2名である。

第7条 参加の拒否

以下の団体は、出展を認めない。

- ・ 勧誘行為を目的とする団体（宗教勧誘、政治活動、マルチ商法、他イベントへの勧誘、その他営業行為等）
- ・ 浜大祭において募金活動を行う団体

- ・ 実行委員会の指導に従わない団体
- ・ 規約等遵守を求める事項に反する行為を行った団体
- ・ 円滑な大学祭の運営に支障をきたす団体
- ・ その他実行委員会が不適切と認めた団体

第8条 責任者の選出

- 第1項 浜大祭への出展を希望する団体は、浜大祭の出展ごとに責任者2名（以下、総じて「出展責任者」）を選出し、出展仮契約時に通知しなければならない。
- 第2項 出展責任者は、原則として横浜市立大学生とする。
- 第3項 出展責任者は、出展に関する責任者であるため、部長やサークル長といった組織の長でなくともよい。

第9条 責任者集会

- 第1項 一般出展団体の出展責任者は、実行委員会が責任者集会を開催するとき、集会に出席しなければならない。
- 第2項 実行委員会は、責任者集会に出席しない団体に対し、出展取りやめなどの措置をとることができる。
- 第3項 一般出展団体は、出展責任者が出席できないとき、実行委員会に事前に通達することで、代理人の出席を以て出展責任者の出席とすることができる。

第10条 出展形態

本規約は、一般出展団体の浜大祭への参加形態として次の区分を設ける。

- ・ 屋内出展：本校舎およびYCUスクエア内の出展
- ・ 屋外出展：屋外にテントを使用する出展
- ・ 酒販出展：浜大祭において酒類の販売を含む出展

第11条 浜大祭における飲食物の取り扱いについて

- 第1項 食品を提供する一般出展団体（以下、総じて「食品取扱団体」）は、食品の調理・保管にあたって、保健所が定めた衛生基準を遵守しなければならない。
- 第2項 食品取扱団体は、浜大祭当日に提供する飲食物について、実行委員会を通して保健所に通達しなければならない。

第12条 出展の扱い

浜大祭における出展企画は、使用する場所をもとに扱う。屋内出展は教室をもとに区分し、大教室、中教室、小教室、ゼミ室で区分される。

第4章 参加申し込み

第13条 出展資格

浜大祭への出展を希望する団体は、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 対面または配信のいずれかの形態で一般出展団体ガイダンスに出席している。
- ・ 実行委員会が定める参加申し込みを行っている。
- ・ 第6条で定める構成人数を満たしている。
- ・ 第8条で定める出展責任者を規定人数選出することができる。
- ・ 本契約を順守し、実行委員の指示に従うことを承諾している。

第14条 出展本契約

- 第1項 浜大祭への出展を希望する団体は、実行委員会と出展本契約(以下「本契約」)を締結することで、出展資格を取得し、一般出展団体として取り扱われる。
- 第2項 実行委員会は、下記の事項を満たしたことを確認した団体と本契約を締結す

- る。
- ・ 出展内容に関する企画書草案を実行委員会に提出している。
- ・ 本契約書を提出し、実行委員会が受理し、承認している。
- ・ 出展料および保証金を納付している。
- ・ その他実行委員会が定める手続きを行い、本規約に順守している。

第 15 条 一般出展団体企画書

- 第1項 浜大祭への出展を希望する団体は、本契約を締結する前に、企画ごとの一般出展団体企画書(以下「企画書」)を実行委員会へ提出しなければならない。
- 第2項 企画書について、一般出展団体は、実行委員に企画書の加筆および修正を求められた場合ただちにこれを行う必要がある。
- 第3項 企画書について、実行委員会が承認を終えるまでは企画書草案、承認を終えた後は企画書本案と定める。
- 第4項 複数の出展を希望する団体は出展ごとに企画書を複数提出する必要がある、承認された企画のみ出展することができる。

第 16 条 企画希望書

- 第1項 浜大祭の出展を希望する団体は、参加申し込みに際して企画希望書を実行委員会に提出しなければならない。
- 第2項 実行委員会は、提出された企画希望書を基に団体の選考および承認を行う。
- 第3項 複数の出展を希望する団体は、出展ごとに企画希望書を提出する必要がある。
- 第4項 複数の企画希望書を提出した団体は、承認された企画希望書の出展のみ出展することができる。

第 17 条 出展場所の決定

一般出展団体が出展を行う場所は、一般出展団体からの申請を考慮し、実行委員会が指定する。

第 18 条 営利出展

- 第1項 浜大祭において物品およびサービスの対価として金銭の受領を行う出展は、営利出展として取り扱う。
- 第2項 金銭を受領する団体は、営利出展手数料5,000円を実行委員会に納付しなければならない。
- 第3項 物品およびサービスの対価として金銭を受領することは、実行委員会の許可なく行ってはならない。

第 19 条 飲食出展

- 第1項 浜大祭において飲食物を取り扱う出展は、全て飲食出展として取り扱う。
- 第2項 飲食出展のうち、個包装の形式で販売された飲食物を開封せずに販売・配布・提供を行い、且つその販売・配布をその企画の主目的とするものではない飲食出展は、飲食B出展として取り扱い、その他の飲食出展は全て飲食A出展として取り扱う。
- 第3項 飲食出展を行う場合は、金銭の発生の有無にかかわらず飲食出展手数料3,000円を実行委員会に納付しなければならない。
- 第4項 飲食物を販売・配布・提供することは、実行委員会の許可なく行ってはならない。

第 20 条 酒販出展

- 第1項 飲食出展のうち酒類の販売を行う団体は酒販団体として扱う。
- 第2項 酒販団体は、本規約並びに「酒販規約」を順守しなければならない。

第3項 酒販出展を行う場合は、酒販出展手数料3,000円を実行委員会に納付しなければならない。

第5章 出展料・保証金

第21条 出展料

第1項 一般出展団体は、出展する企画単位に応じて、次に定める出展料を、実行委員会の指定した方法により納付しなければならない。

教室単位	料金
ゼミ室	2,000 円
小教室	3,000円
中教室	5,000 円
大教室	8,000 円
屋外出展	7,000円
酒販エリア	7,000円

第2項 担当教員が認めたゼミ・研究室による出展の出展料は、実行委員会が担当教員に確認の上で上記額の半額とする。

第3項 次の条件に当てはまる出展は、当委員会が承認した場合、出展料を徴収しない。

第4項 実行委員会が企画した本部企画への参加

第5項 横浜市立大学が主催する企画への参加

・実行委員会が認めた出展への参加

第22条 控室

第1項 一般出展団体が出展する場所のほかに教室の使用を希望する場合は、実行委員会に申請を行い、承認を得た場合のみ使用することができる。

第2項 使用する教室単位数に応じて、次に定める料金を、実行委員会の指定した方法により納付しなければならない。

教室単位	料金
ゼミ室	1,500 円
小教室	2,250 円
中教室	3,750 円
大教室	6,000 円

屋外出展	5,250 円
------	---------

第3項 控室は、原則として室内灯を除く電力は使用してはいけない。

第 23 条 出展料および手数料の返還

第1項 出展料および手数料は、原則として返還しない。

第2項 出展取りやめを行った場合第27条に基づいたキャンセル料を差し引いた出展料を返還する。

第3項 社会情勢の変化に伴い、浜大祭が中止された場合に限り、出展料は第47条に基づいて返還する。

第 24 条 保証金

一般出展団体は1団体につき保証金15,000円を実行委員会へ納付するものとする。

第 25 条 保証金の返還

第40条に基づいた額を、浜大祭終了後に実行委員会が定める手法で返還する。

第6章 出展の取りやめ

第 26 条 出展の取りやめ

出展を取りやめる団体は、所定の方法により実行委員会に届け出なければならない。

第 27 条 出展を取りやめる団体への返還

実行委員会は、次に定める届け出た時期に応じたキャンセル料を差し引いた出展料と、第 40 条に基づく保証金の額を、参加を取りやめた団体に、実行委員会が定める手法で返還する。

届出日	キャンセル料
～2025 年 7 月13 日	なし
2025 年 7 月 14 日～ 8 月24日	出展料の 50%
2025 年 8 月 25 日以降	出展料の 100%

第7章 火器・電源の使用

第 28 条 火器・電源の使用

一般出展団体は、実行委員会の許可を得ずに、浜大祭期間において大学内で火器・電源の使用をしてはならない。

第 29 条 火器・電源の使用の申請

浜大祭期間中に、火器・電源の使用を希望する一般出展団体は、実行委員会の定める所定の手続きを行わなければならない。

第 30 条 安全義務

火器・電源を使用する団体は、火器・電源の安全な使用・管理、及び事故の対策に責

任を持つ義務を負い、実行委員会の規定を遵守しなければならない。

第 31 条 火器・電源に関わる事故の報告義務

一般出展団体は、火災や火器・電源に関わる事故が発生したとき、直ちにその旨を実行委員会に報告し、実行委員会の指示に従わなければならない。

第8章 設備・備品類の使用

第 32 条 設備・備品類の使用制限

一般出展団体は、浜大祭期間において、実行委員会の許可を得ずに、横浜市立大学が所有する 設備・施設・備品を使用してはならない。

第 33 条 設備・備品類の借用申請

浜大祭期間中に、横浜市立大学が所有する設備・施設・備品、並びに実行委員会が手配するテント（以下「設備・備品類」）の使用及び借用を希望する一般出展団体は、実行委員会の 定める所定の手続きを行わなければならない。

第 34 条 設備・備品類の原状回復義務

第1項 設備・備品類を使用する団体は、設備・備品類の移動・保管・管理に責任を持つとともに、浜大祭終了時にそれらを原状に復して返還する義務を負う。

第2項 設備・備品類の取り扱いは、実行委員会が規定するマニュアルがあるとき、これの指示に従わなければならない。

第 35 条 設備・備品類の損壊報告

一般出展団体は、設備・備品類を汚損・損壊または紛失したとき、直ちにその旨を実行委員会 に報告し、その指示に従わなくてはならない。

第 36 条 浜大祭期間の車両入構

第1項 実行委員会は、浜大祭期間の車両の入構を原則として認めない。

第2項 車両入構を希望する一般出展団体は、実行委員会の定める所定の手続きを行わなければならない。

第9章 禁止事項・罰則

第 37 条 罰則制度

実行委員会は、安全な浜大祭の運営を目的として、禁止事項表に記す事項を禁止し、併せて保証金の減額による罰則制度を設ける。

第 38 条 点数制度

一般出展団体は、30 点の持ち点を持ち、点数に応じて第 40 条に定める保証金を返還される。

第 39 条 減点

実行委員会は、次に定める事項に反した行為が見られると判断したとき、別途規定する禁止事項表に規定した点数を、持ち点から減点する措置を取る。

- ・本規約
- ・一般出展ガイド
- ・飲食出展ガイド
- ・遵守が求められるマニュアル類
- ・禁止事項表に記載の項目

- ・その他浜大祭を安全で円滑に運営するために必要であると実行委員会が認めた事項

第 40 条 保証金の返還額

第1項 保証金の返還額は、本契約の締結時から 2025年 12月20日 23 時 59 分までの一般出展団体の持ち点に基づき、次の表に定める通りとする。

持ち点	保証金の返還額
21点以上	15,000 円
20点以下	持ち点×500 円

第2項 控除した保証金は、原状回復費等に使用する。

第 41 条 出展の停止

実行委員会は、次に定める事項が見受けられたとき、出展の停止の措置を取ることがある。

- ・ 責任者集会への欠席
- ・ 規約・ガイド等で規定される事項の違反
- ・ 一般出展団体が浜大祭に甚大な被害を加える、または加える恐れのある行為
- ・ 一般出展団体の持ち点が0になった場合
- ・ その他実行委員会の指示に従わない場合

第10章 免責

第 42 条 免責

実行委員会は浜大祭期間中、横浜市立大学敷地内等すべての会場の管理・保全等について、事故防止の最善を尽くすが、出展物及び、資材などに生じた盗難、紛失、損壊や、一般出展団体において発生した紛争・人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失、または損害において、故意または重大な過失がない限り、その一切の責任を負わない。

第 43 条 賠償

一般出展団体は、その関係者の故意または重大な過失によって実行委員会や横浜市立大学、第三者に損害を与えた場合、または浜大祭の運営を妨げるような行為を行った場合、一般出展団体の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

第11章 一般出展団体による個人情報の収集

第 44 条 一般出展団体による個人情報の収集

第1項 一般出展団体は、浜大祭に関連する活動として、個人情報を収集しようとするとき、実行委員会に通知し、許可を得なければならない。

第2項 個人情報を収集する一般出展団体は、実行委員会が規定する個人情報ガイドラインを遵守しなければならない。

第 45 条 個人情報提供者の同意

一般出展団体は、個人情報を提供する人が同意した範囲を超えて、個人情報を用いてはならない。

第12章 中止・中断

第 46 条 浜大祭の中止・中断

実行委員会は、天災その他不測の事態により、浜大祭の開催が困難な状況が発生したと判断できるとき、実行委員会及び横浜市立大学の判断に基づき、浜大祭の開催を中止または中断する。

第 47 条 浜大祭の中止に伴う出展料の返還

第1項 実行委員会は、浜大祭が中止または中断となったときであっても、出展料は原則として返還しない。

第2項 浜大祭の中止事由が社会情勢に関連したものであるとき、中止を決定した時期に応じた、次の表に定める割合の出展料を返還する。

中止決定日	返還率
～2025 年 7 月 31 日	100%
2025 年 8 月 1 日～2025 年 9 月 21 日	50%
2025 年 9 月 22 日～	0 %（返還しない）

第 48 条 中止に伴う保証金の返還

実行委員会は、浜大祭が中止または中断となったとき、第40条に基づき、この判断を決定した時点の持ち点に応じた保証金を返還する。

第13章 運営への協力

第 49 条 運営への協力

一般出展団体は、迷子や紛失物の搜索等、浜大祭の運営に最大限協力しなければならない。

第 50 条 緊急時対応

一般出展団体は、火災や地震等の緊急事態が発生したとき、人命の安全確保を最優先事項とした行動を行い、実行委員会の指示があるときは、これに従わなければならない。

第 51 条 撮影に関して

本委員会は浜大祭期間中、一般出展団体の写真・動画撮影を行うことがある。また、それらを広報に使う可能性がある。本契約を行った時点でこれらを承諾したものとす

第14章 附則

第 52 条 施行・改定

第1項 本規約は、実行委員会運営協議会の承認を以て施行・改定される。

第2項 実行委員会は、本規約を改定するとき、一般出展団体にこれを通知する。

第 53 条 施行

本規約は、2025 年 4 月 7日に施行する。